

令和 7 年 4 月 9 日

保護者の皆様

扶桑町教育委員会
教育長 澤木 貴美子

学校給食欠食の取扱いについて

陽春の候 保護者の皆様方にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日ごろは、扶桑町の教育活動並びに学校給食活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、お子様の長期の欠席等による学校給食の欠食については、下記のように取扱いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 欠食について

- 病気やけが等による長期（連続4日以上）の欠席又は出席停止が見込まれる場合、保護者からの欠食の申し出があれば、欠食扱いとすることができます。
- 欠食は、申し出の日を1日目として、6日目（土・日・祝日含む）より対応可能です。
- 学級閉鎖や学校閉鎖、臨時休業の場合は、その期間を欠食とします。また、その際の欠食の申し出は不要です。

2 復食について

- 登校可能となり復食日が決まりましたら、速やかに学校までご連絡ください。
- 予め復食の日が決まっている場合には、欠食の申し出の際に併せて復食の日にちをお伝えください。
- 予定より早く登校可能となった際には、弁当の持参をお願いする場合があります。

3 返金について

- 欠食となった場合は、「単価（小学校：240 円、中学校：270 円）×欠食回数」分の金額を、次月以降に返金又は集金額を調整いたします。

※欠食及び復食の申し出は、お子様の通学先の小中学校までお伝えください。

問い合わせ先
扶桑町教育委員会 学校教育課
（扶桑町立学校給食共同調理場）
TEL：（0587）93－1528
扶桑町立高雄小学校
TEL：（0587）93－2104